

岡山市体験の機会の場の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項の認定（以下単に「認定」という。）等を市長が行うに当たり、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(体験の機会の場)

第2条 この要綱において「体験の機会の場」は、当該場として提供される土地又は建物の全てが市の区域内に含まれる場合に限るものとする。

(認定の申請に係る添付書類)

第3条 施行規則第9条第2項第3号に規定する書面は、法第20条第4項各号の規定に該当しない旨の説明書（様式第1号）とする。

2 施行規則第9条第2項第4号に規定する書類は、事業実績報告書（様式第2号）とし、当該事業に係る収支決算書（様式第3号）を添付するものとする。

3 施行規則第9条第2項第5号に規定する事業計画書の様式は様式第4号、収支予算書の様式は様式第5号とする。

4 施行規則第9条第2項第6号に規定する書類は、安全の確保を図るための措置に関する説明書（様式第6号）とする。

5 施行規則第9条第2項第7号に規定する書類は、業務の実施体制に関する説明書（様式第7号）とする。

6 施行規則第9条第2項第10号に規定する同意書は、事業の実施者の同意書（様式第8号）とする。

(認定等)

第4条 市長は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が、法第20条第1項各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、認定するものとする。

2 法第20条第6項に規定する通知は、体験の機会の場の認定通知書（参考様式1）に

より行うものとする。

3 法第20条第7項に規定する通知は、体験の機会の場の認定要件に適合しない旨の通知書（参考様式2）により行うものとする。

（変更の届出に係る添付書類）

第5条 施行規則第10条に規定する様式第8には、施行規則第9条第1項及び第2項に掲げる書類のうち変更事項に係る書類を添付するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 法第20条の2第1項に規定する有効期間は、認定日から、認定日から4年を経過する日の翌日が属する年度の末日までとする。ただし、当該体験の機会の場を提供する期間が有効期間に満たない場合は、その期間とする。

（更新の申請等）

第7条 施行規則第11条に規定する申請書の提出は、有効期間の満了する日の30日前までに、施行規則第9条第2項に掲げる書類のうち、更新時に修正又は差替え等が必要となる書類を添付して行うものとする。

2 第4条から前条までの規定は、市長が行う有効期間の更新について準用する。この場合において、第4条第2項中「体験の機会の場の認定通知書（参考様式1）」とあるのは「体験の機会の場の更新認定通知書（参考様式3）」とする。

（運営の状況の報告等）

第8条 施行規則第12条第1項に規定する報告書の様式は、事業実施状況報告書（様式第9号）及び収支決算書（様式第3号）とし、認定民間団体等は、毎年5月31日までに前年度の事業の実施状況等を報告するものとする。

2 施行規則第12条第2項に規定する期間は、認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施状況等を勘案して、その都度市長が定めるものとし、この場合において、認定民間団体等は、市長が定めた期間の満了日から起算して60日以内に、事業の実施状況等を報告するものとする。

（事故の報告）

第9条 認定体験の機会の場で行う事業において、参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故があった場合には、認定民間団体等は、法第20条の4第2

項の規定に基づき、事故報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告しなければならない。

（認定の取消しの通知）

第10条 法第20条の6第2項に規定する通知は、体験の機会の際の認定取消通知書（参考様式4）により行うものとする。

（事務）

第11条 この要綱に関する事務は、環境局環境部環境保全課において行う。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。